

## 札幌市が取り組む バリアフリーのまちづくりについて

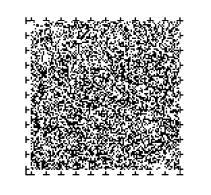
«札幌市バリアフリー基本構想2022»



### <はじめに>

札幌市では、バリアフリー社会の実現に向けたまちづくりを進めており、駅や道路、公園、建築物など様々な施設のバリアフリー化に取り組んでいます。これらの取組を重点的かつ一体的に推進し、高齢者や障がい者など誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー環境の整備を進めるために「バリアフリー基本構想」を策定しています。

こちらは活字文書読み上げ装置に対応した音声コードです。



札幌市

# 1 バリアフリー基本構想について

## バリアフリー基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)の規定により国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定する計画で、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる地区を対象に、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区(重点整備地区)を定め、地区内の各施設等のバリアフリー化をするものです。

札幌市では、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定したのち、バリアフリーを取り巻く状況の変化に対応するため、平成27年までに2度の改定を行ってきました。

今回、平成30年及び令和2年のバリアフリー法の改正や、近年の札幌市の関連計画と連携を図るとともに、バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化等を踏まえた見直しを行うこととし、「札幌市バリアフリー基本構想2022」として改定することとしました。

また、改定にあたっては、SDGs(令和12年までの国際目標である持続可能な開発目標)の17のゴール(目標)のうち、「3.すべての人に健康と福祉を」「10.人や国の不平等をなくそう」「11.住み続けられるまちづくりを」を特に重要な視点としてバリアフリー化の充実に向けた検討を行いました。

バリアフリー基本構想の位置づけ

法・国の  
基本方針

札幌市の条例  
札幌市福祉のまちづくり条例

バリア  
フリー法  
・  
移動等円滑  
化の促進に  
関する  
基本方針

札幌市の上位計画  
札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市  
バリアフリー  
基本構想

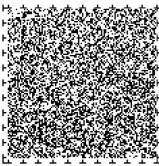
連携  
移動等円滑化の促進に向けて重点的・一体的にバリアフリー化を推進するための計画

札幌市の関連計画など

- ・第2次札幌市都市計画マスタープラン
- ・札幌市立地適正化計画
- ・札幌市総合交通計画
- ・さっぽろ障がい者プラン2018
- ・札幌市高齢者支援計画2021など

整備基準など

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準  
札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル



# 2 整備状況と基本構想の見直し

## これまでの整備状況

### 車両等

バリアフリー車両を導入

《ノンステップバス》《UDタクシー》  
市内路線バス車両のうち 市内タクシーのうち  
423台が導入 720台が導入

用語 ノンステップバス

乗降口の高さを30cm以下とし、車内段差も少なくすることで誰もが乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なバス車両



用語 UDタクシー

UDはユニバーサルデザインの略で、誰もが乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なタクシー車両



### 路外駐車場

札幌市内の特定路外駐車場のうち約9割でバリアフリー化を実施



(障がい者等用駐車スペース)

### 都市公園

2,725公園のうち8割で園路をバリアフリー化したほか、トイレや駐車場のバリアフリー化も実施



(公園園路のバリアフリー化)

### 道路

整備対象延長約263kmのうち220kmのバリアフリー化を実施



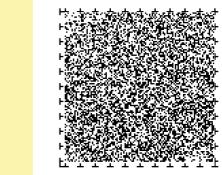
### 信号機等

整備対象とした676箇所のすべての信号機でバリアフリー化が完了



### 建築物

整備対象とした市有建築物59施設のうち、エレベーターの整備や経路のバリアフリー化を5割以上の施設で実施。また、オストメイト対応型トイレを約8割の施設で整備。



# 見直しのポイント

## « 1 » 重点整備地区の更新・追加

06 ページ参照

- 国の基本方針における旅客施設のバリアフリー化の目標の対象が一日平均利用者数3,000人以上の施設であることや、立地適正化計画（平成28年3月）や地域の特性から面的な整備が必要と考えられる地区などを踏まえ、新たに「八軒地区」「路面電車沿線地区」を追加しました。このうち、「路面電車沿線地区」は、1日あたり約2.4万人が乗車する路面電車の路線のループ化や低床車両の導入が進み、人や環境に優しい輸送機関として都心周辺部での利便性の高い生活を支えていることに加え、沿線の観光施設へのアクセス手段として重要な役割を担っている点を評価するとともに、沿線地域に生活関連施設が点在することなどを踏まえ、重点整備地区に指定しました。
- 旅客施設（一日平均利用者数5,000人以上）や地域交流拠点を中心とした地区を対象に旧基本構想で設定した53地区について、生活関連施設の立地状況により、必要に応じて範囲の見直しを行いました。このうち、「苗穂地区」では駅の移転や周辺の再開発事業等を考慮し、新たに駅北側の区域を追加拡大しています。

## « 2 » 生活関連施設の更新・新たな対象の追加・拡大

07 ページ参照

- バリアフリーに関する国の動向及び札幌市の関連計画や、障がい者団体等を対象としたアンケート結果を踏まえ、生活関連施設の対象として、「区保育・子育て支援センター」「大規模な立体駐車場」「観光施設」「公立小中学校」を追加しました。
- 旧基本構想では商業施設の対象範囲を地区の中心となる旅客施設等から半径500mとしていましたが、このうちスーパーマーケットについては、特に生活に密着した施設であり、高齢者及び障がい者、ベビーカー使用者を対象としたアンケートにおいても利用頻度が高いという結果が得られていることから、スーパーマーケットの対象範囲を経路延長1km程度までに拡大しました。
- 既に生活関連施設に位置付けていた施設についても、前回の基本構想の見直し以降に新設・廃止等されているものを反映し、現在の状況に更新しました。

## « 3 » 生活関連経路の更新

08 ページ参照

- 重点整備地区の追加・拡大及び生活関連施設の更新・対象範囲の拡大・新たな対象の追加にあわせて生活関連経路を更新し、総延長は約325kmとなりました。

## « 4 » 施設整備の考え方

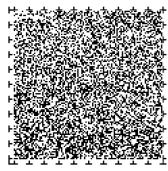
09~11 ページ参照

- 国の基本方針の改定（令和3年）を踏まえ、2030年度までの各施設等のバリアフリー整備に関する方針や、当面の取組を決定しました。

## « 5 » ソフト施策の強化

12 ページ参照

- 施設（ハード面）が整備されていたとしても、周囲の配慮や理解、適切な情報提供などのソフト面が欠けているとバリアは解消できません。令和2年の法改正においても、心のバリアフリーに係る施策などソフト施策の強化が盛り込まれており、ソフト施策の強化に取り組むこととしました。



# 3 理念と基本方針

バリアフリー社会を実現するためにはハード・ソフト両面の取組が必要です。特に、積雪寒冷地である札幌市で冬期にも安心して快適に移動することができる環境を整備するためには、ソフト面のバリアフリーがより必要です。

新たなバリアフリー基本構想では、誰もがお互いに思いやり支えあう未来のまちを目指し、以下のとおり理念を定めました。

また、理念を踏まえて重点整備地区の移動等円滑化の基本方針を以下のように定めました。

## 理念

お互いに思いやり支えあう「行ける」が広がるまちづくり

## 基本方針

### 1 生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

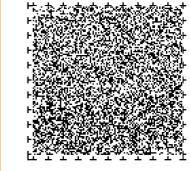
- 生活関連施設及び車両において、着実な取組の推進により、高齢者、障がい者等、全ての施設利用者を対象としたバリアフリー化を段階的に図ります。
- 生活関連施設相互を結ぶ生活関連経路として、1つ以上のバリアフリー化された経路を確保して、連続した歩行空間ネットワークを形成することにより、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。
- 更に、ネットワーク全体の観点から、人通りが多くバリアフリー化の必要性が高い道路を生活関連経路に位置付けることにより、歩行空間ネットワークの充実化を図ります。

### 2 心のバリアフリーの推進

- 無理解や偏見を解消し、多様な人への思いやりや共感を高める「心のバリアフリー」に関する普及啓発の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。

### 3 共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

- 障がいの有無や年齢・性別・国籍・民族・文化の違い等に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、各施設管理者による施設などのハード面のバリアフリー整備だけでなく、市民・企業・行政が施設利用者の立場に立ち、地域全体のバリアフリー化における役割を認識して、緊密に連携し協働します。



# 重点整備地区と整備の進め方

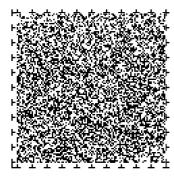
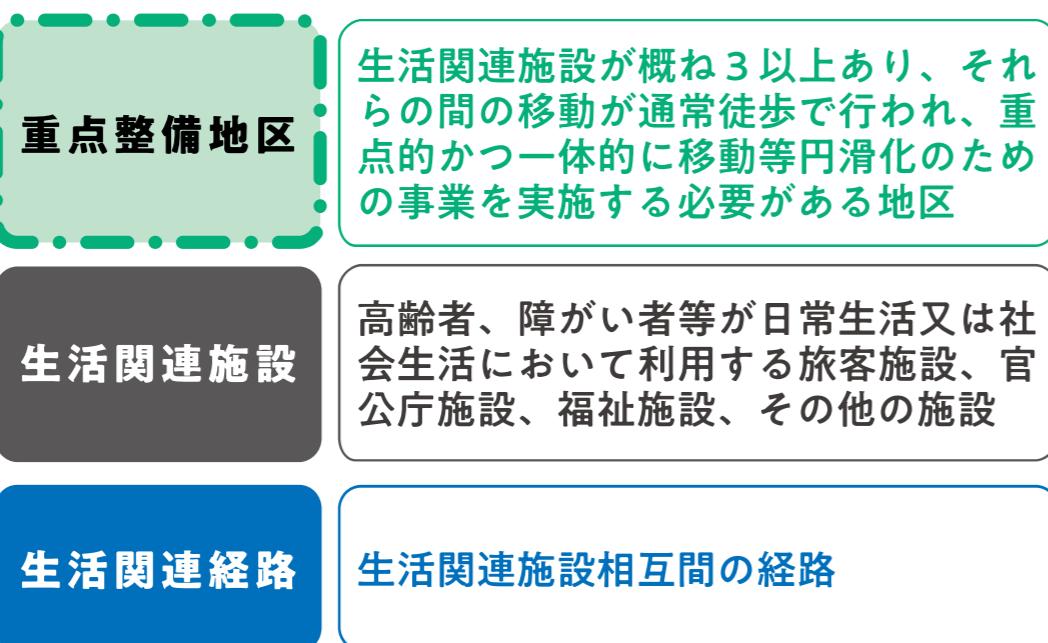
## 重点整備地区について

「重点整備地区」とは、「生活関連施設」と「生活関連経路」で構成される、バリアフリーに関する事業を重点的かつ一体的に実施することを目指すために指定する地区のことです。

「重点整備地区」、「生活関連施設」、「生活関連経路」の基本となる考え方は、以下のとおりです。



«重点整備地区内のイメージ図»



## 重点整備地区の設定

札幌市バリアフリー基本構想では、以下の考え方に基づき 55 の重点整備地区を設定しました。

### 考え方1

旧基本構想で設定された 53 地区（地域交流拠点や 1 日あたり乗降客数 5,000 人以上の JR・地下鉄駅を中心とした地区を対象に、生活関連施設の立地状況を踏まえて設定）を引き続き重点整備地区に設定

### 考え方2

国の基本方針において旅客施設のバリアフリー化の目標の対象としている 1 日あたりの乗降客数が 3,000 人以上の駅で、旧基本構想では重点整備地区に位置付けられていない地区や、地域特性や立地適正化計画等のまちづくり計画との整合を勘案し、『八軒地区』、『路面電車沿線地区』を設定

### 考え方3

重点整備地区的範囲は、地区の中心となる旅客施設等からの徒歩圏として半径 500m の範囲の生活関連施設や、その周辺で対象範囲が経路延長 1km 程度の生活関連施設等に接続する生活関連経路を含む区域とし、道路、河川、行政界で地区界を設定

### お知らせ

各地区的詳細は、別冊の資料「バリアフリー化推進マップ」をご参照ください。

### 八軒地区 (追加)

- ・駅利用者が増加傾向
- ・周辺に生活関連施設が新たに立地
- ・周辺の重点整備地区と一体的なまちづくりが期待

これまでの 53 地区では施設の立地状況により範囲の見直しを行うとともに、新たに 2 地区を追加

### 凡例

- 重点整備地区
- 地域交流拠点

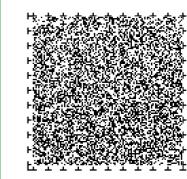
### 路面電車沿線地区 (追加)

- ・路面電車のループ化と低床車両の導入
- ・周辺に生活関連施設が点在
- ・立地適正化計画において集合型居住誘導区域に位置づけ

### 苗穂地区 (地区範囲の更新)

- ・駅の移転や南北の再開発事業等により人口増加が期待
- ・駅北口の新設により、駅から北側施設へのアクセスが可能に

«重点整備地区 (55 地区) と主な変更内容»



# 生活関連施設の設定

生活関連施設とは、高齢者や障がい者等が日常生活において利用する施設をいいます。札幌市バリアフリー基本構想では、バリアフリー法で定める特別特定建築物を基本とし、更に、多くの市民が利用する特別特定建築物以外の特定建築物も加えて、生活関連施設として設定しました。

生活関連施設の設定に当たっては、重点整備地区の中心となる旅客施設等から半径 500m 程度までを対象とし、一部の施設については、高齢者・障がい者等の利用頻度や用途を考慮し、旅客施設等から経路延長 1km 程度まで対象を拡大しています。

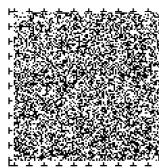
## 用語 特別特定建築物

多数の人が利用する施設として定められる“特定建築物”のうち「主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物」、「不特定多数の人が利用する特定建築物」及び「その他の特定建築物」であって、移動等円滑化が特に必要なものとして定められる建築物

## 《生活関連施設の設定》

施設分類	生活関連施設	対象範囲
教育施設	●特別支援学校	1 km
	●公立小中学校等	500 m
医療施設	●病院 (2,000m <sup>2</sup> 以上)	1 km
娯楽施設	●劇場・観覧場・映画館・演芸場 (2,000 m <sup>2</sup> 以上)	500 m
文化施設	●コミュニティーセンター・地区センター・まちづくりセンター・その他の集会施設・図書館・美術館・博物館・郷土館・記念館	1 km
	●観光施設 (上記に該当する施設以外)	500 m
商業施設 商店街	●スーパーマーケット (2,000 m <sup>2</sup> 以上)	1 km
	●上記以外の商業施設 (2,000 m <sup>2</sup> 以上) ●商店街 (飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)	500 m
郵便局	●郵便局	500 m
宿泊施設	●宿泊施設 (2,000 m <sup>2</sup> 以上)	500 m
官公署	●市役所・区役所・保健所 ●警察署 ●税務署・道税事務所・市税事務所 ●ハローワーク ●年金事務所 ●区保育・子育て支援センター 等	1 km
福祉施設	●札幌市老人福祉センター ●札幌市視聴覚障がい者情報センター ●札幌市身体障がい者福祉センター ●北海道障害者職業センター ●老人ホーム、福祉ホーム等 (2,000 m <sup>2</sup> 以上)	行政運営：1 km 上記以外：500 m
運動施設 都市公園	●市立体育館 ●競技場・野球場・プール ●都市公園 (総合公園・運動公園・特殊公園)	1 km
避難所	●指定避難所	500 m
旅客施設	●乗降客数 3,000 人／日以上の鉄道駅 (地下鉄、JR) ●路面電車停留場 ●鉄道駅に近接するバスターミナル	1 km
	●上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	—
駐車場	●単独で立体自走または地下自走の届出路外駐車場 (おおむね 100 台以上)	500 m

- 福祉のまちづくり条例では、整備基準に適合したうえ、整備基準で適用除外としている事項についても整備された施設に「表示板（左の写真）」を交付することを定めています。
- これらの施設は対象範囲を経路延長 1 km まで拡大しました。



# 生活関連経路の設定

生活関連施設の配置を踏まえ、以下の考え方に基づき生活関連経路を設定しました。

## 考え方1 生活関連経路の設定考え方

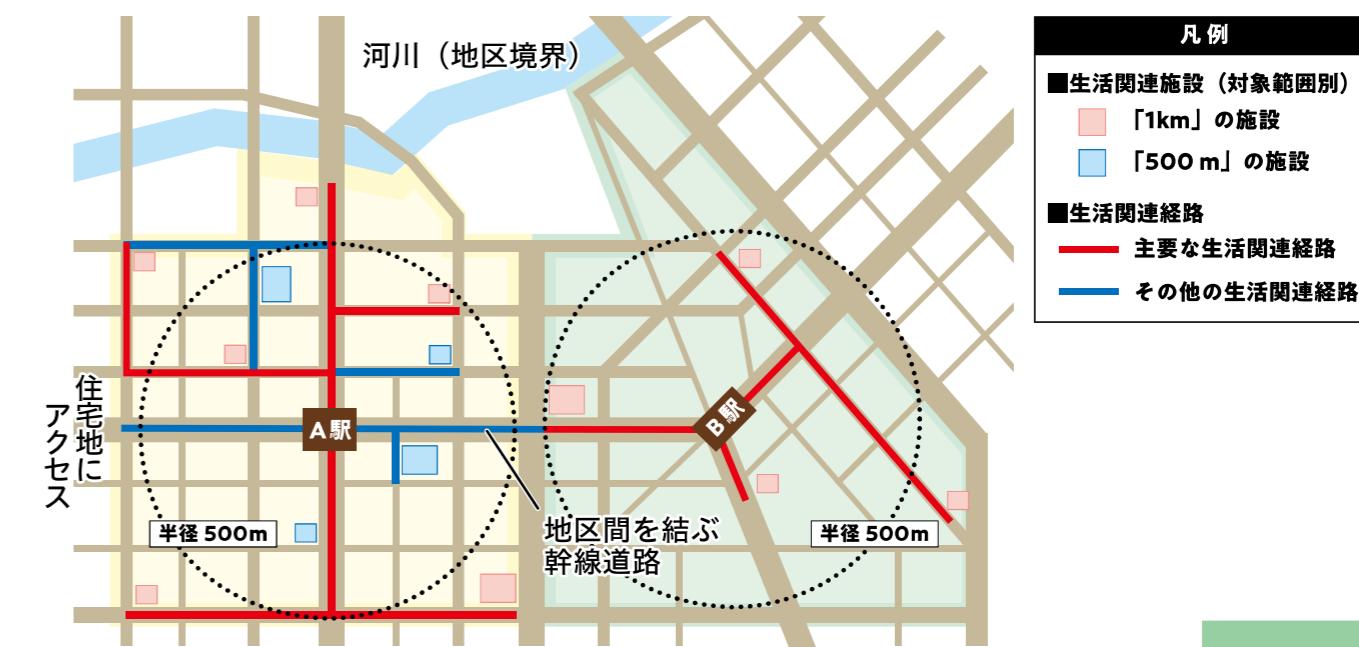
- ① 生活関連施設間を結ぶ路線を生活関連経路に設定
- ② 加えて、歩行空間ネットワークのさらなる充実を目的として、『住宅地などから駅などの旅客施設へアクセスする道路』『隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路』のうち、令和 2 年度時点の歩行者 12 時間交通量が、概ね 500 人以上の道路を生活関連経路として設定
- ③ 路面電車沿線地区では、上記①②に加え以下の考え方で生活関連経路を設定
  - 各路面電車停留場を起点として生活関連施設への経路を設定
  - 路面電車の運行経路を生活関連経路として設定

## 考え方2 生活関連経路の種別

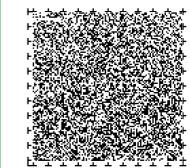
- ① 生活関連施設のうち対象範囲を「1km」とした施設に接続する経路は「主要な生活関連経路」、対象範囲を「500m」とした施設に接続する経路は「その他の生活関連経路」とする
- ② 考え方 1 の②で設定した経路は「その他の生活関連経路」とする
- ③ 考え方 1 の③で設定した路面電車の運行経路は「主要な生活関連経路」とする

## 考え方3 生活関連経路の選択条件

- ① 生活関連経路として位置付ける道路は冬期の除雪を考慮し、原則として有効幅員が 2m 以上の歩道、自転車歩行者道を有する道路区間などとする
- ② また、歩道等の有効幅員が 2m 未満であっても、狭幅員道路や非優先道路における対応の見込みがある道路は選択対象とする



以上の考え方に基づき、重点整備地区内において生活関連経路を設定した結果、前回から約 62km 増え、総延長は約 325km となりました



# 各施設等の整備の考え方

※ 重点整備地区における整備を基本としつつ、施設によっては全市的な整備の考え方を示しています

## 旅客施設

### <地下鉄>

- ・バリアフリールートの更なる充実を図ります。
- ・一般旅客用トイレの洋式化などを実施します。
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識やホーム案内放送を改修します。
- ・南北線・東西線の車内表示器などを更新します。

### 方針

### <JR駅>

- ・国の基本方針<sup>メモ</sup>に基づき、地域の支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ、バリアフリー化を進めます。

### <バスターミナル>

- ・国の基本方針<sup>メモ</sup>に基づき、バリアフリー化を進めます。

<sup>メモ</sup> 国の基本方針(鉄道駅及びバスターミナルより抜粋)

平均利用者数が3,000人/日以上ある旅客施設及び平均利用者数が2,000人以上3,000人未満/日で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられている旅客施設について、令和7年度までに、原則として全ての旅客施設でバリアフリー化を実施する

## 主な取組

地下鉄	<ul style="list-style-type: none"><li>駅の利用者数や駅周辺の施設の立地状況を勘案しながら、エレベーター等の設置により、バリアフリールートの更なる充実を図る(大谷地駅、新さっぽろ駅など)</li><li>一般旅客用トイレの洋式化やオストメイト用設備等のバリアフリー機能分散などの改良整備などを実施(3駅/年程度)</li><li>ホーム・コンコースに設置する案内標識等を多言語化(4か国5言語)し、ピクトグラムを統一</li><li>ホーム案内放送設備を各線ごとに男女別の音声案内へ改修</li><li>南北線・東西線ホームの案内表示器をカラーユニバーサルデザイン(CUD)認証のフルカラーLED表示器へ更新</li></ul>
JR駅	<ul style="list-style-type: none"><li>段差解消を検討(篠路駅【鉄道高架化に係る都市計画事業】、上野幌駅、発寒中央駅)</li></ul>
バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"><li>トイレのバリアフリー化等を検討(円山、北24条など)</li></ul>
その他	<p>&lt;地下鉄&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ホームと車両の段差及び隙間の縮小に向けた取組を進める</li></ul> <p>&lt;路面電車停留場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅や嵩上げ・スロープ設置</li></ul> <p>&lt;交通結節点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>駅前広場等における乗継機能強化の検討(新札幌駅前広場の改修など)</li></ul>



地下鉄コンコースへの  
エレベーターの設置



バスターミナルのトイレの  
バリアフリー化



路面電車停留場の  
バリアフリー化

## 車両等

### 方針

鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー化された車両の導入を図ります

## 主な取組

事業者	<p>&lt;JR・地下鉄&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>車両の老朽化に合わせた計画的な更新等によりバリアフリー化された車両の導入を図る</li><li>地下鉄南北線・東西線の車内表示器及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン(CUD)認証のフルカラーLED表示器へ更新</li></ul> <p>&lt;路面電車&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>低床車両の導入</li></ul> <p>&lt;バス・タクシー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>補助金の活用など行政の協力を得ながら、バリアフリー化された車両を導入</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図る</li></ul>



路面電車の低床車両の導入

## 道路

### 方針

重点整備地区内の全ての生活関連経路について、バリアフリー化を実施します



道路のバリアフリー化

### 優先的に実施する項目

- 段差の解消や勾配の改善
- 舗装面や目地の改善
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- 雨水枠等の道路附帯施設の改善
- 生活関連経路のバリアフリー化率(目標値)  
2025年(令和7年): 80% ▶ 2030年(令和12年): 100%

### 段階的に実施する項目

- 休憩施設の設置検討
- 案内標識の設置検討
- 照明灯の適切な配置検討

## 主な取組

## 信号機等

### 方針

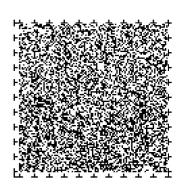
北海道公安委員会と道路管理者が協力しながら、道路のバリアフリー化の進捗を考慮し、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施します

## 主な取組

- 主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、2025年度(令和7年度)までに音響機能や障がい者が安全に横断するための青時間を確保する機能、青信号の経過時間を表示する機能等を有するもの又は歩車分離式とする



青信号の経過時間を表示する信号機



## 路外駐車場

### 方針

駐車場管理者の協力を得ながら、「特定路外駐車場<sup>用語</sup>」のバリアフリー化を促進します。

### 主な取組

#### 行政

- 特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場管理者へ協力要請を行い、障がい者等用駐車場の整備を促進する
- 障がい者等用駐車場の適正利用のため、利用マナーに関する啓発活動を実施する

#### 用語 特定路外駐車場

以下の3つの条件全てに該当する駐車場

1. 道路の路面外に設置される自動車駐車施設で、一般公共の用に供されるもの
2. 駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上であるもの
3. 利用について駐車料金を徴収するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除く



利用者と事業者に向けた啓発チラシ

## 都市公園

### 方針

<全公園>再整備や施設改修に合わせてバリアフリー化を実施します  
<主要公園<sup>用語</sup>>トイレのバリアフリー化を優先的に進めます



トイレのバリアフリー化の事例

#### 用語 主要公園

総合公園（中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、川下公園、月寒公園、平岡公園、藻南公園、五天山公園、前田森林公園）、運動公園（農試公園、屯田西公園、手稲稻穂公園）、特殊公園（大通公園、創成川公園）の計15公園

#### 都市公園 全体

- 移動等円滑化が特に必要とされる、園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化を進める
- 園路・広場のバリアフリー化適合率（目標値）  
2025年(令和7年) : 81% ▶ 2030年(令和12年) : 82%
- 駐車場のバリアフリー化適合率（目標値）  
2025年(令和7年) : 65% ▶ 2030年(令和12年) : 72%
- トイレのバリアフリー化適合率（棟数ベース・目標値）  
2025年(令和7年) : 42% ▶ 2030年(令和12年) : 51%

#### 主要公園

- 特に利用者の多いトイレについては、バリアフリー化適合率100%を目指す

## 建築物

### 方針

バリアフリー法及び札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物のバリアフリー化を推進します



学校のエレベーターの設置

#### 市有建築物

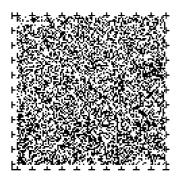
- 既存の特別特定建築物について、建築物の特性、利用実態、施工性、費用等を総合的に検討し、バリアフリー改修を実施
- 整備項目は出入口、廊下等、階段・傾斜路、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場、案内設備、標識など

#### 市有建築物（学校施設）

- 段差解消やバリアフリートイレの設置、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーターの設置を令和7年度末までに重点的に実施

#### 民間建築物

- 札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準に満たない民間公共的施設への助言・指導を行うほか、財政的支援や一定の要件を満たす建築物への表示板の交付を実施
- より効果的にバリアフリー化を進めるための促進策等の検討



## ソフト施策（心のバリアフリー）

### 方針

「心のバリアフリー」の普及啓発等により、市民及び事業者の理解と自発的な取組を促進します

### 主な取組

#### <心のバリアフリー推進事業>

- 地域生活や企業活動において心のバリアフリーを推進するため、市民・企業向け研修を実施する

#### <共生社会環境づくり事業>

- 外見からは分かりづらい障がいや病気等のために、援助や配慮を必要としている人への理解を深めるため、「ヘルプマーク・ヘルプカード<sup>用語</sup>」の配布や、札幌市内の公共交通機関の専用席・優先席付近にヘルプマーク周知のステッカーを掲示する等の周知啓発を行う
- 障害者差別解消法の普及のためフォーラムを開催する
- 本市職員一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨を理解することを目的に、各職場へ障害者差別解消法に関する職場研修の実施を依頼する

#### <障がい当事者の講師派遣>

- 障がい当事者を講師として養成・登録し、学校、企業等に派遣して、講義やディスカッションなどを行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解を促進する

#### <障がい者コミュニケーション促進事業>

- 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ガイドブックや各種講座等により周知啓発を行う

#### <ガイドブックの配布>

- ガイドブック「心のバリアフリーガイド」の配布により市民に向けた啓発を実施する
- 小学4年生向け「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド 中学生用」といった福祉読本により、教育委員会と連携して学校教育における理解を促進する

#### <出前講座>

- 学校や地域の団体等の依頼により、バリアフリー基本構想や心のバリアフリーに関する出前講座を実施する

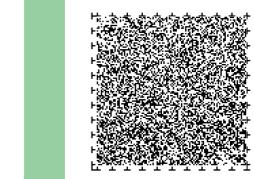
#### <バリアフリー研修>

##### (一財)札幌市交通事業振興公社と共同実施

- 地下鉄駅職員を対象とした、バリアフリースキル向上を目的とする有資格者（サービス介助士の資格を持つ職員）によるバリアフリー研修を実施する

#### 用語 ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や内部障がい、難病などの方が、周囲に援助や配慮が必要なことを知らせるマーク。マークの入ったストラップやカードを希望者に配布している。



札幌市心のバリアフリー推進マーク



ガイドブックの配布  
(心のバリアフリーガイド・わかりやすい版)



出前講座の様子（小学校）



バリアフリー研修の様子（交通局）

## 5 更なるバリアフリーの推進に向けて

### ユニバーサル社会の実現に向けた取組

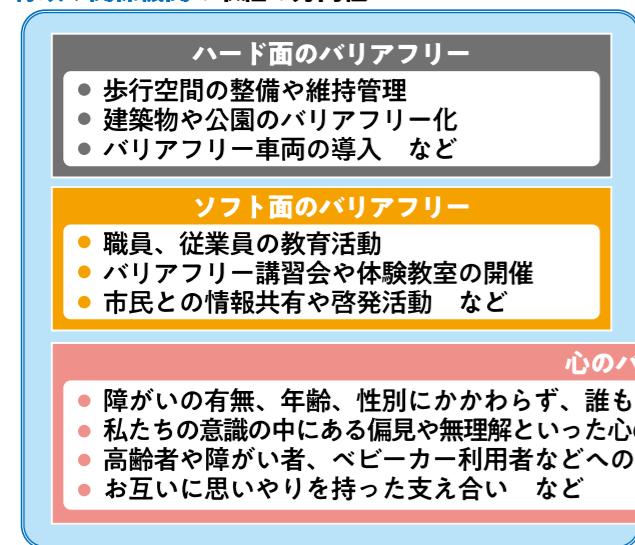
今後、少子高齢化の進行が見込まれる中で、生活に障壁（バリア）を感じないような対応を必要とする人は、さらに多くなると考えられます。また、人の能力や個性は一人ひとり異なっており、年齢や環境の変化等による影響を受け刻々と変化していくものです。

このため、障がいの有無や年齢等にかかわらず、一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びをもって生活を送ることができる共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた環境を整備していくことが重要です。

そのためには、障がい者、高齢者、妊産婦などに主な焦点を当て、社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するという考え方（バリアフリー 用語）とともに、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン 用語）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められます。

基本構想策定後は、各施設管理者によりハード面の整備が進むとともに、バリアフリー講習会や体験教習を行うなどソフト面の取組により、高齢者、障がい者等に対する理解、すなわち「心のバリアフリー」の推進が期待されます。安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現するには、全ての市民がこの「心のバリアフリー」を正しく理解し、お互いに支えあうことが必要であるため、市をはじめとした関係団体などの活動を通じて普及啓発に努めます。

#### 行政や関係機関の取組の方向性



ユニバーサル社会実現のイメージ

#### 用語 バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる

#### 用語 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいよりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

### バリアフリー化の促進

札幌市では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」、そして新たなバリアを生じさせないというユニバーサルデザインの考え方を、ハード面だけではなく、人の意識や情報、社会参加の仕組みにも取り入れる必要があるため、普及啓発に努めます。

また、個々の施設整備だけでは利用者にとってバリアを感じることのない生活空間とはならないため、面的な広がりを持った整備を推進することが必要です。

そのため、一部の関係者のみによる取組とするのではなく、社会全体で取組を進めていくことが重要であり、関係者相互による積極的な情報交換・情報共有を行い、連携・調整を図るとともに、バリアフリー化の取組の促進や、対策内容の充実についても引き続き検討を進めます。

これらの取組を通じて、心のバリアフリーが実現した誰もが暮らしやすいまちを目指すとともに、インフラのバリアフリー化を促進してまいります。

### スパイラルアップ

バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置を当事者参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることにより、段階的かつ継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が重要です。札幌市では、事業の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、今後も必要に応じて基本構想を見直し、時代に即したバリアフリーの取組を推進します。

また、札幌市に対し、市民・事業者などから基本構想の改定などに関わる提案があった場合には、関係機関と協議の上、必要に応じて基本構想の見直しの検討などを行い、「福祉のまちづくり推進会議」にて報告することとしています。

#### 札幌市バリアフリー基本構想

##### 社会状況の変化等を踏まえた見直し

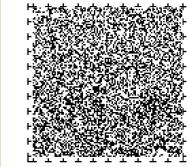
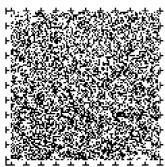
- バリアフリー法の改正  
国の基本方針の見直し
- 周辺施設の新築・閉鎖・移転
- 整備段階における技術的課題への対処
- 整備の進捗状況



##### 市民提案による見直し

- 構想素案の提案  
(法に基づく提案)
- 構想の部分的な修正の提案

##### 「福祉のまちづくり推進会議」での検討・審議



# みなさんのご理解とご協力をお願いします

## ～思いやりのこころを大切に～

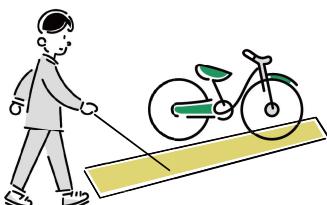
**障がい者等用駐車スペースは特定の人たちが使うための区画です**

車いす使用者などが乗降するためには広いスペースが必要です。「空いているから」「少しの間だから」「入口に近いから」などの理由でこの区画に停めないようしましょう。



**点字ブロックの上に物を置かないでください**

歩道や地下通路に設置した点字ブロックは、視覚障がいのある人が安全で快適に移動するための道しるべです。点字ブロックの上やその周辺に自転車や看板を置かないでください。



**一般トイレを利用できる方はバリアフリートイレの利用を控えましょう**

バリアフリートイレは、車いす使用者、高齢者、内部障がい者、子ども連れの方などが使用する様々な機能を備えています。一般的のトイレを利用できる方は利用を控えましょう。



**障がいなどの特性に対応した**

**適切な方法でお手伝いをしましょう**

### «声かけしましょう»

障がいのある人や高齢の人気が困っている様子であれば、「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」と、まず声をかけてみましょう。

### «よく聞きましょう»

困っていることは人によって違います。何を手伝ってほしいかをよく聞きましょう。

### «行動してみましょう»

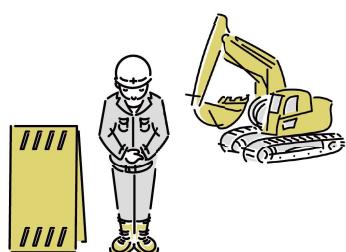
できることから行動してみましょう。自分で手伝うのが難しい時は、周りの人に声をかけて手伝ってもらうのも良いでしょう。



**工事へのご理解を**

**お願いします**

バリアフリー基本構想に基づいて、いろいろな整備が進められています。皆さんの近所でも道路などの工事が行われ、一時的にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



この資料は、札幌市バリアフリー基本構想 2022 をもとに、札幌市のバリアフリーに関する考え方を分かりやすくまとめたものです。

### «お問い合わせ»

**札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課**

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011) 211-2275 FAX (011) 218-5114

\*本冊子の内容はホームページでもご覧いただくことができます。

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/index.html>

